

## 第 1 審査会の結論

名古屋市交通局長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

## 第 2 審査請求に至る経過

1 平成20年12月 1日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成20年 5月 9日に名古屋市営地下鉄久屋大通駅で発生したエスカレーター事故（以下「本件事故」という。）に関して〇〇（以下「本件法人」という。）が実施した内部調査の報告に関する文書の公開請求を行った。

2 同年12月15日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件事故に係る調査見解書（以下「本件調査見解書」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件調査見解書に掲載されている写真の中に、作業を行っている個人の顔が写っているものが含まれており、この情報は、特定の個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないものと認められる。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件調査見解書は、本件法人による本件事故の内部調査に関する文書であり、技術上のノウハウ及び内部管理に関する情報が含まれ、社外秘扱いとされている。本件調査見解書を公開することにより、本件法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、事業運営に支障をきたすと認められる。

また、本件調査見解書には本件会社の社印の印影（以下「本件印影情報」という。）が記載されており、公開することにより、本件法人に不利益を与えると認められる。

(3) 条例第 7条第 1項第 3号に該当

本件調査見解書は、本件事故に係る捜査に関する情報であり、公開する

ことにより、現在行われている捜査機関による捜査の遂行に支障が生ずるおそれがある。

(4) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

本件調査見解書を公開すると、本件法人と本市との信頼関係が損なわれ、事業者からの任意による調査の報告が得られなくなり、本市が行う事故又は故障等に係る正確な事実の調査及び把握を困難にし、適正な事務事業の遂行に支障をきたすおそれがある。

また、本件事故については、現在、捜査機関による捜査が行われており、本件調査見解書を公開することにより、本件事故の原因及び事実関係について誤解又は混乱を生じさせ、本市の行政運営に支障をきたすおそれがある。

(5) 条例第 7条第 1項第 6号に該当

本件調査見解書については、本件法人から社外秘扱いとして任意で提供を受けており、実施機関以外の第三者に公開することについて拒否する旨の意思表示を受けている。本件調査見解書を公開することにより、本市との信頼関係が損なわれるとともに、本件法人の権利利益を害するおそれがある。

- 3 同月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

事故の再発防止を図るという観点から、原因については広く一般市民に知らしめるべきだと考える。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7条第 1項第 6号該当性

本件調査見解書は、実施機関が本件法人に対し、本件事故に関する調査結果や本件法人の見解をまとめるよう要請し、本件法人が任意に提供した資料である。提供を受ける際に本件法人から第三者に公開することを拒否する意思表示を受けるとともに、本件調査見解書の各ページに社外秘の印字がなされており、本件法人における通常の慣行に照らして公にしないこととされているものである。

また、実施機関が本件法人と平成20年 4月 1日付けで締結した昇降機整備等委託契約（以下「本件委託契約」という。）の別添仕様書において、受託者である本件法人は事故が発生した場合は、その経緯を実施機関に報告するよう規定しているが、調査見解書を作成し実施機関に提出しなければならないとする法的な根拠若しくは義務又は契約上の義務等はない。

## 2 条例第 7条第 1項第 5号該当性

(1) エスカレーター等の昇降機は、一度設置すると保守管理を行いながら、数十年に渡り使用するものであることから、設置者とメーカーとの間の信頼・協力関係が大変重要になる。メーカーである本件法人の意思に反して本件調査見解書を公開すると、実施機関と本件法人との信頼関係が損なわれ、今後同種又は類似の事故が発生した場合には、本件法人から事故原因の分析等に係る任意の協力が得られなくなり、事故に係る事実等の把握が困難になることにより、再発防止策及び事故機の安全な使用再開が遅れるなど、適正な事務事業の遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

(2) 本件事故の原因等については、現在、捜査機関により究明が行われている段階であり、途中段階において公開することにより、捜査機関との信頼関係を著しく損ね、事故の原因及び事実関係について誤解又は混乱を生じさせ、行政運営に支障をきたすおそれがあると認められる。

## 3 条例第 7条第 1項第 3号該当性

本件事故に関しては、本件処分時点において、捜査機関による捜査が行われているところであり、本件調査見解書は本件法人から捜査機関に提出されているとともに、本件事故に関する情報が記載されており、これらは犯罪捜査に関する情報であって、公開することにより捜査機関の捜査に支障が生ずるおそれがあると認められる。

## 4 条例第 7条第 1項第 1号該当性

本件調査見解書には、エスカレーターの安全装置の作動状況を調査する個

人の顔（以下「本件顔写真」という。）が掲載されており、一般人の感受性を基準として判断すれば、特定の個人を識別することができる情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。

#### 5 条例第 7条第 1項第 2号該当性

(1) 本件調査見解書には、本件法人の技術上のノウハウ及び事業運営を行う上での内部管理に関する情報が記載されており、公にすることにより、本件法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、事業運営に支障をきたすと認められる。

(2) 本件調査見解書には、本件印影情報が記載されており、これは、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公にすることにより事業運営に支障をきたすと認められる。

### 第 5 審査会の判断

#### 1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件調査見解書が、条例第 7条第 1項第 2号、第 3号、第 5号又は第 6号に該当するか否か。

(2) 本件調査見解書のうち個人の顔写真が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。

#### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

#### 3 本件委託契約について

本件委託契約は、本件法人と平成20年 4月 1日付けで締結した昇降機整備等委託契約であり、その委託内容は、本件事故に係るエスカレーター（以下「本件事故機」という。）を含む昇降機の定期検査、整備及び内部清掃である。また、本件委託契約には、災害時の安全確保として、災害又は事故が発

生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告すること（以下「本件報告義務」という。）が定められている。

#### 4 本件調査見解書について

本件調査見解書は、本件法人が本件事故を受けて現場調査を行い、本件事故発生メカニズム、本件事故の推定原因、再発防止策等に関して、平成20年6月時点における本件法人の見解をまとめた文書である。

なお、当審査会は、本件調査見解書を公開することについて、本件法人に意見を求めた。これに対し、本件法人から、本件調査見解書には事故発生当時における推論や仮説を多分に含んでおり、多方面に影響を与えることを危惧することから、本件調査見解書の公開に反対する旨の意見書が提出されている。

#### 5 条例第7条第1項第3号該当性

当審査会は、本件調査見解書が条例第7条第1項第3号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件調査見解書は、本件事故に関して捜査機関により犯罪の捜査が行われていた事件に関する文書であり、本件処分時点において捜査機関による捜査が行われていたことから、公にすることにより捜査機関の捜査に支障があったと認められる。

しかし、平成22年1月に名古屋簡易裁判所が本件法人の従業員等に略式命令を出したことにより、刑事事件としては終結していることから、本件調査見解書を公開したとしても、捜査機関の捜査への支障は生じないと認められる。

(3) したがって、本件調査見解書は、現時点において、条例第7条第1項第3号に該当するとは認められない。

#### 6 条例第7条第1項第6号該当性

次に、当審査会は、本件調査見解書が条例第7条第1項第6号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、非公開を前提として実施機関に提出した情報を、実施機関が一

方的に公開すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を公にすることの公益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非公開とすべきものを定めたものである。

(2) 本号に該当するためには、個人又は法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる必要がある。

(3) 実施機関は、本件調査見解書について、本件法人から任意に提供を受けた資料であり、実施機関以外の第三者に対して公開を拒否していると主張している。

そこで、本件調査見解書が任意に提出されたものかについて判断する。

ア 審査会の調査によると、本件事故機は、本件法人が設置し、本件事故の時には、実施機関と本件法人との間には、本件委託契約が締結されていたことが認められる。

イ 実施機関が主張するように、本件委託契約には、本件報告義務が明記されているものの、具体的に調査見解書を作成し実施機関に提出を求めることについては記載されていない。

ウ 次に、本件委託契約の性質について検討する。本件委託契約は、エスカレーター等の昇降機の定期検査、整備及び内部清掃を契約の内容とし、仕事の完成を目的とする請負契約の性質を有するものであるとともに、定期検査という行為に代表されるように、エスカレーターを安全に保ち続ける事務の委託、すなわち民法（明治29年法律第89号）第 656条に規定する準委任契約の性質も有していると考えられる。

エ このような本件委託契約の性質に鑑みれば、本件事故の発生時においては、エスカレーターを安全に保つための義務の違反、すなわち準委任契約に反していると評価でき、実施機関は民法第 656条及びその準用する同法第 645条の規定により、本件法人に対して事故に関する報告を求める権限を有していると考えられる。

オ 以上の本件委託契約の性質を前提に鑑みれば、本件調査見解書は、本件法人から実施機関に対して任意に提出されたものではなく、本件委託契約に付随する準委任契約に基づく報告義務に従って、実施機関に提出されたものと評価すべきである。

カ したがって、本件調査見解書は、本件法人から任意に提出をされたものとは認められない。

(4) 以上のことから、本件調査見解書は、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当するとは認められない。

#### 7 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

次に、当審査会は、本件調査見解書が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件調査報告書は、実施機関が本件事故に係る原因究明のために取得したものであり、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、本件調査見解書を公開すると、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 実施機関は、捜査機関の捜査の途中段階において本件調査見解書を公開することにより、捜査機関との信頼関係を著しく損ね、行政運営に支障をきたすおそれがあると主張している。

イ しかし、上記 5 で述べたとおり、すでに捜査機関の捜査は終結しており、本件調査見解書を公開したとしても、行政運営に支障をきたすおそれは消滅していると認められる。

ウ また、実施機関は、本件調査見解書を公開すると、本件法人との信頼関係が損なわれ、エスカレーター保守に係る事務に関し、本件法人か

らの調査、報告等が得られなくなり、実施機関が行う保守に係る正確な事実の把握を困難にするとも主張している。

エ しかし、上記 6で述べたとおり、本件調査見解書は、本件法人から実施機関に対して任意に提出されたものではなく、本件委託契約における報告義務に従って、実施機関に提出されたものと評価すべきものであるため、これを公開することにより、本件事故に関して本件法人からの調査、報告等が得られなくなるという主張は認められない。

オ したがって、本件調査見解書を公開しても、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。

(4) 以上のことから、本件調査見解書は、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとは認められない。

#### 8 条例第 7条第 1項第 2号該当性

次に、当審査会は、本件調査見解書が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件調査見解書は、本件事故についての本件法人の調査結果及び見解が記載されたものであることから、本件法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件調査見解書を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

##### ア 本件印影情報について

(ア) 法人等の印影は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であるが、例えば、不特定多数の顧客に提供する請求書に押されている印影などのように、外部に開示して使用することが予定されているものについては、これを公開しても、当該法人等の正当な利益を害しないと考えられる。

(イ) しかし、法人等の印影の性質、形状、使用されている状況などによっては、当該法人の正当な利益を害することも考えられ、法人等の印影を公開するか否かについては、当該印影の性質等から、これを公開した場合に当該法人等の事業運営に支障をきたすかどうかを個別に判断する必要がある。

(ウ) これを本件についてみると、本件印影情報は、本件対象文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであると認められる。また、本件対象文書は、本件事故を受けて現場調査を行い、本件事故発生メカニズム、本件事故の推定原因、再発防止策等を調査した文書であり、不特定多数の者に配布される性質のものでもない。

(エ) したがって、本件印影情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

イ 別表に掲げるノウハウ情報（以下「本件ノウハウ情報」という。）について

(ア) 本件ノウハウ情報は、本件事故機の設計、製造又は保守管理のための技術上の情報、本件法人の管理体制又は取引先に係る情報等である。これらの情報は、本件法人がこれまで同様の設備を設置、保守管理してきたことにより取得した技術的なノウハウを踏まえた内容あるいは本件法人の内部管理に関する内容と考えられることから、これらを公開することにより、本件法人が通常有する競争上の利益が損なわれると認められる。

(イ) また、審査請求人は、事故の再発防止を図るという観点から、原因を公開すべきと主張するので、本件ノウハウ情報が本号ただし書アに該当するか否かについて判断する。

(ウ) 本号ただし書アは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止等するために公開することが必要であると認められるものを公開しなければならないと定められたものである。

しかし、本件事故はすでに原因究明もなされ、固定ボルトの改良や部品の交換、修理等の対策が取られている。

また、本件事故に関する対応や再発防止策等を議会に対しても報告し、本件事故機は使用を再開されていることから、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止するための措置は取られているといえ、本件ノウハウ情報は、本号ただし書アには該当しないと認められる。

(エ) したがって、本件ノウハウ情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

ウ 本件調査見解書のうち上記ア及びイ以外の情報（以下「本件公開情報」という。）について

(ア) 本件公開情報は、本件事故発生からの経緯、検証から判明した事実、再発防止策、運転再開に当たっての本件法人からの提案事項等の情報である。

(イ) これらの内容は本件法人特有の事項を記載したものとは認められない。また名古屋市議会に資料として提出されている状況においては、本件公開情報は、既に誰でも閲覧できる情報であると認められ、当該情報を公開しても本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、本件公開情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

(4) 以上のことから、本件印影情報及び本件ノウハウ情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるが、本件公開情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

## 9 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

次に、本件顔写真が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 個人の容貌に関する情報は、特定の個人が識別され得るものであることは明らかであり、一般人の感受性を基準として判断すれば、他人に知られ

ることを欲しないものであると認められる。

(3) したがって、本件顔写真は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

10 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

| 年 月 日                     | 処 理 経 過   |
|---------------------------|---|
| 平成20年12月25日               | 諮問書の受理  |
| 平成21年 1月 5日               | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知   |
| 2月10日                     | 実施機関の弁明意見書を受理   |
| 2月16日                     | 審査請求人に弁明意見書の写しを送付<br>併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 9月30日                     | 審査請求人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知<br>併せて、審議継続の意思があるかどうかの確認を求めるが応答なし                 |
| 12月15日<br>(第108回審査会)      | 調査審議<br>実施機関の意見を聴取  |
| 平成22年 3月23日<br>(第111回審査会) | 調査審議<br>実施機関の意見を聴取  |
| 6月 9日                     | 本件法人に行政文書公開決定等に係る意見書を提出するよう通知   |
| 6月25日                     | 本件法人の行政文書公開決定等に係る意見書を受理   |
| 8月10日<br>(第116回審査会)       | 調査審議  |
| 平成24年 2月27日<br>(第135回審査会) | 調査審議  |
| 3月 2日                     | 答申  |

## 別表

| 非公開とすべき情報 |                    |                                   |  |
|-----------|--------------------|-----------------------------------|--|
| 名称        | 対象文書               |                                   | 該当箇所                                     |
| 本件印影情報    | 本件調査<br>見解書        | 表紙                                | 本件法人の印影                                  |
| ノウハウ情報    |                    | 2ページ                              | 21行目34字目から22行目22字目<br>まで<br>24行目から28行目まで |
|           |                    | 3ページ                              | 4行目から 6行目まで                              |
|           |                    | 5ページ                              | 1行目から 2行目まで                              |
|           |                    | 12ページ                             | 2行目から 4行目まで<br>7行目から 9行目まで<br>16行目から末尾まで |
|           |                    | 13ページ                             | 12行目 1字目から32字目まで<br>29行目から32行目まで         |
|           |                    | 15ページ                             | 1行目16字目から23字目まで                          |
|           |                    | 本件調査<br>見解書に<br>添付され<br>た付属書<br>類 | 2ページから<br>4ページまで                         |
| 19ページ     |                    |                                   | 右上写真                                     |
| 20ページ     |                    |                                   | 左写真                                      |
| 22ページ     | 右写真                |                                   |  |
| 24ページ     | 左下写真               |                                   |  |
| 本件顔写真     | 27ページから<br>28ページまで | 全部                                |  |
|           | 30ページ              | 左下写真                              |  |